

## 市第 127 号議案

### 首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更 することについての同意

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するのに際し、同条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

#### 第 1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速 1 号線
- 4 横浜市道高速 2 号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

#### 第 2 変更内容

料金の額及びその徴収期間の一部を次のように改める。

1 (1) ア中

「 ( 単 位 : 円 )

車種区分	料金の額
軽自動車等	23. 616
普通車	29. 52
中型車	35. 424
大型車	48. 708
特大車	81. 18

」

を

「 (単位: 円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	25. 9776
普通車	32. 472
中型車	38. 9664
大型車	53. 5788
特大車	89. 298

」

に改め、1(2)ア中「並びに東京高速道路株式会社線」を削り、1(2)ア(注)1(3)を削り、1(2)ア(注)2中「ETC専用施設（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。）のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に、「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道

路株式会社」を「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社」に改める。

2 中「E T C 専用施設のみが設置された」を「E T C 車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改め、

2 (1) 中「当該出入口等から退出できずに」を削り、「せざるを得ない場合」を「せざるを得ないとき」に、「同表に掲げる料金距離が 4.2 キロメートル以下となる場合の料金の額について」を「適用した料金の額が次表(b)に掲げる額に満たない場合」に、

「表(a)

( 単 位 : 円 )

車種区分	料金の額
軽自動車等	1,448.88
普通車	1,773.60
中型車	2,098.32
大型車	2,828.94
特大車	4,614.90

表(b)

( 単 位 : 円 )

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444

特大車	499.0740
-----	----------

」

を

「表(a)

(単位:円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1,578.768
普通車	1,935.960
中型車	2,293.152
大型車	3,096.834
特大車	5,061.390

表(b)

(単位:円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普通車	276.64080
中型車	301.96896
大型車	364.31520
特大車	498.26220

」

に改める。

3 (1)本文中「料金距離が4.2キロメートル以下となる」を「1

に基づき算出した料金の額が次表に掲げる料金の額に満たない」に、

「

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km 以下	251.5488 円	276.9360 円	302.3232 円	359.4444 円	499.0740 円

」

を

「 (単位: 円 )

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普通車	276.64080
中型車	301.96896
大型車	364.31520
特大車	498.26220

」

に改め、3(1)(注)1(3)を削り、3(1)(注)2ただし書中「料金距離が4.2キロメートル以下となる場合の料金の額について」を「1に基づき算出した料金の額がこの表に掲げる料金の額に満たない場合」に改める。

4(1)中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、4(1)ア(イ)を次のように改める。

(イ) 割引後の額

1に基づき算出した料金の額が、次表に掲げる割引後の額を超える場合は、同表の区分に応じた割引後の額を適用する。

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1,578.768
普通車	1,935.960
中型車	2,293.152
大型車	3,096.834
特大車	5,061.390

4(1)ヶを削り、4中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 割引を適用する出入口等について

未供用の路線の供用開始等の理由により、(1)ウからオまでの各表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

6を削り、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 基本料金及び特別の措置における社会実験への料金適用  
有料道路の料金に係る社会実験については、次のとおりとする。

(1) 適用する自動車

首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(2) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

(3) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(4) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(5) 事前の届出

個々の社会実験ごとに(1)から(4)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

6 の次に次のように加える。

7 実施期日

1 (1)ア、2 (1)（「なお、ただし書において、適用した料金の額が次表(b)に掲げる額に満たない場合は、1回の通行につき1台当たり、同表(b)の区分に応じた額とする。」の部分並びに表(a)及び表(b)に限る。）、3 (1)（本文、表及び（注）2に限る。）及び4 (1)アに掲げる事項は、令和8年10月1日以後会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。別添2及び別添3中「ETC専用施設のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改める。

提 案 理 由

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許

可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により提案する。

## 参 考

## 道路整備特別措置法（抜粋）

## （高速道路の新設又は改築）

第 3 条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 6 条の規定、道路法第 12 条、第 15 条、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項本文、第 17 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 88 条第 2 項の規定又は同法第 16 条第 2 項ただし書若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づき成立した協議（同法第 16 条第 4 項又は第 19 条第 4 項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について 2 以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 高速道路の路線名
- (2) 新設又は改築に係る工事の内容
- (3) 収支予算の明細
- (4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第5項省略）

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものと除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものと除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

（第8項から第10項まで省略）

事 計 第 31 号

令 和 7 年 12 月 19 日

横 浜 市

代 表 者 横 浜 市 長 山 中 竹 春 殿

首 都 高 速 道 路 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 寺 山 徹

( 押 印 省 略 )

「都 道 首 都 高 速 1 号 線 等 に 関 す る 事 業」の 変 更 に つ い て

( 同 意 申 請 )

標 記 に つ い て 、 道 路 整 備 特 別 措 置 法 ( 昭 和 31 年 法 律 第 7 号 ) 第 3 条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 「都 道 首 都 高 速 1 号 線 等 に 関 す る 事 業」の う ち 、 貴 市 が 道 路 管 理 者 で あ る 高 速 道 路 に つ い て 、 別 添 の と お り 変 更 し た い の で 、 同 条 第 7 項 の 規 定 に お い て 準 用 す る 同 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 同 意 を 求 め ま す 。

別添

第1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速1号線
- 4 横浜市道高速2号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

第2 変更内容

- 3 料金の額及びその徴収期間

別紙一5の一部を次のように改める。

1 (1) ア中

〔 (単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

」を

〔 (単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	25.9776
普通車	32.472
中型車	38.9664
大型車	53.5788
特大車	89.298

」に改め、「(2)ア中「並びに東京高速道路株式会社線」を削り、「(2)ア(注)1中(3)を削り、「(2)ア(注)2中「ETC専用施設〔道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に、「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社」を「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社」に改める。

2中「ETC専用施設のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改め、「(1)中「当該出入口等から退出できずに」を削り、「せざるを得ない場合」を「せざるを得ないとき」に、「同表に掲げる料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額について」を「適用した料金の額が下表(b)に掲げる額に満たない場合」に、

「表(a)

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

表 (b)

( 単 位 : 円 )

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

」を

「表 (a)

( 単 位 : 円 )

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578.768
普通車	1935.960
中型車	2293.152
大型車	3096.834

特 大 車	5061.390
-------	----------

表 (b)

( 単 位 : 円 )

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普通車	276.64080
中型車	301.96896
大型車	364.31520
特 大 車	498.26220

」に改める。

3 (i) 本文中「料金距離が 4.2km 以下となる」を「記 1 に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない」に、

「

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km 以下	251.5488 円	276.9360 円	302.3232 円	359.4444 円	499.0740 円

」を

「

( 単 位 : 円 )

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普通車	276.64080

中型車	301.96896
大型車	364.31520
特大車	498.26220

」に改め、3(1)(注)1中(3)を削り、3(1)(注)2ただし書中「料金距離が4.2km以下となる場合の料金の額について」を「記1に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合」に改める。

4(1)中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、4(1)ア(イ)を次のように改める。

#### (イ) 割引後の額

記1に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、下表の区分に応じた割引後の額を適用する。

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578.768
普通車	1935.960
中型車	2293.152
大型車	3096.834
特大車	5061.390

4(1)中ヶを削り、4中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に  
「(2) 割引を適用する出入口等について  
未供用の路線の供用開始等の理由により、記(1)ウからオま

での各表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

」を加える。

6を削り、5を6とし、4の次に

「5 基本料金及び特別の措置における社会実験への料金適用

有料道路の料金に係る社会実験については、次のとおりとする。

(ア) 適用する自動車

首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

(イ) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

(ウ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(エ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

(オ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

」を加える。

6の次に

「7 実施期日

記1(1)ア、2(1)（「なお、ただし書きにおいて、適用した料金の額が下表(b)に掲げる額に満たない場合は、1回の通行につき1台当たり、下表(b)の区分に応じた額とする。」の部分並びに表(a)及び表(b)に限る。）、3(1)（本文、表及び（注）2に限る。）及び4(1)アに掲げる事項は、令和8年10月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。」を加える。

別添2及び別添3中「ETC専用施設のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改める。

## 位 置 図

神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）

神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）

## 横浜市道高速1号線

横浜市道高速2号線

## 横浜市道高速湾岸線

## 横浜市道高速横浜環状北線

## 横浜市道高速横浜環状北西線

